

安城市図書情報館読書通帳広告掲載募集要項

募集内容

安城市が実施する広告事業の一環として、図書館利用者が図書館から借りた図書資料を利用者自身により記録する専用冊子（以下「読書通帳」という。）に掲載する広告を次のとおり募集します。本要項は安城市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとします。

1 応募資格要件

- （１）市内に本店又は支店を有する預金取扱金融機関であること。
- （２）要綱第３条第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

2 広告媒体

読書通帳 ５，０００冊（寸法：縦８６ｍｍ×横１３９ｍｍ）

※過去３年の読書通帳配付数

令和４年度 ７６０冊 令和５年度 ８４３冊 令和６年度 ７８８冊

3 広告の仕様

（１）規格

ア 縦７０ｍｍ×横１２０ｍｍ以内とします。

イ 色はフルカラーとします。

（２）募集枠数

１枠

（３）広告掲載位置

読書通帳（裏面）※デザインはイメージです。



（４）広告内容及びデザイン

ア 企業名および企業ロゴマークを含むものとします。

イ 内容及びデザインは、要綱第４条の基準に適合したものに限りします。

(5) 広告掲載データの提出

P D F ファイル及び画像データ (JPEG) で提出してください。

4 広告掲載料

5 0 0 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) 以上とします。

5 選定方法等

(1) 選定基準

申込みが2者以上あった場合は、広告掲載料を最も高い額で提示した者を選定するものとし、金額が同額の場合は、申込みの早い順に決定します。

(2) 広告決裁の決定通知

選定結果は文書により全員に通知します。なお、電話等による問い合わせにはお答えできません。

6 広告掲載料の納付方法

広告主等は広告掲載料の全額を安城市が別途指定する日までに安城市の発行する納入通知書により支払うものとします。

7 留意事項

(1) 応募に要する費用及び広告原稿作成に関する費用は、広告掲載事業者負担となります。

(2) 掲載しようとする広告が要綱の第3条及び第4条の基準に抵触することとなったとき、その他市長が適当でないと認めるときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

(3) 広告主等の都合により、広告掲載決定通知書を受理後に広告を取り下げようとするときは広告主に印刷費等を負担していただく場合があります。

(4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広告掲載事業者が協議して決定します。

8 応募方法

(1) 提出書類

ア 安城市図書情報館読書通帳広告掲載申込書 (様式第1)

※申込書にある広告掲載料提示額とは、広告掲載事業者として決定した申込者が期日までに市に納付する料金です。また、広告掲載事業者を決定する選定基準となるものです。

イ 会社概要 (パンフレット等)

※提出された書類は目的以外には無断で使用しません。また、原則として

提出書類は返却しません。

(2) 提出方法

安城市図書館へ持参又は郵送。

(3) 提出期間

令和7年11月26日(水)から12月3日(水)まで

(4) 提出先

安城市市民生活部アンフォーレ課図書サービス係(図書館内)

〒446-0032 愛知県安城市御幸本町504番地1

※郵送による場合は期間内必着とします。

※持参する場合は、休館日(毎週火曜日及び第4金曜日)を除く午前9時から午後5時15分までとします。

9 問い合わせ先

安城市市民生活部アンフォーレ課図書サービス係(図書館内)

電話 0566-76-6111(直通)

FAX 0566-77-6066

電子メール tosyo@city.anjo.lg.jp